## 文教委員会記録

**1** 期 **日** 平成20年10月17日(金)

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 委員長 緒方直之

副委員長 安井裕典

委員 佐藤一直、柴﨑美智子、岩下智伸、安木和男、冨永健三、 石橋良三、犬童英徳、山木靖雄、松浦幸男

- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員

[教育委員会]

教育長、教育次長、管理部長、総務課長、教育政策室長、法務室長、教職員課長、施設課長、健康福利課長、教育部長、学校経営課長、指導第一課長、指導第二課長、特別支援教育室長、指導第三課長、生涯学習部長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長

[環境県民局]

学事課長

## 6 報告事項

- (1) 平成21年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の結果について
- (2) 職業教育推進事業の進捗状況について
- (3) 平成20年度パイオニアスピリット実践セミナーについて
- (4) 広島県の私立学校について

## 7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時35分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑·応答
  - ○質疑(岩下委員) 先ほど、21年度の教員採用選考試験を御説明いただきましたので、 それに関連してお伺いしたいと思います。

本年の8月8日に教員採用選考試験などに係る点検・調査の結果についての報告が教育委員会会議にされておりまして、その中に、今後の改善方策について、可能なものは本年度採用試験で実施に取り組むべきであるというふうにされております。今回、試験結果の報告があり、一連の採用試験業務が終了したと思われますので、お尋ねしたいと思います。まず最初に、今年度の採用試験で実施された改善策は何であったかを知るために、幾つかお尋ねします。

先ほどの御説明の中で、合否審査資料作成の複数作業化、それから匿名による採 点審査を実施したという御説明がありましたので、それらが実施されたというふう に理解いたします。

- 次に、試験問題の解答例の公表開示については、どのようになったか、お答えい ただけますか。
- ○答弁(教職員課長) 解答例の公表につきましては、県庁行政情報コーナーに備えつけて閲覧できることとしておりまして、現在そのための準備を進めており、今月中をめどに行う予定でございます。
- ○質疑(岩下委員) まだ準備中ということですか、わかりました。 次に、配点の公表開示についてはいかがでしょうか。
- ○答弁(教職員課長) 配点の公表開示につきましては、来年度の選考試験に向けて、 公表範囲を拡大する方向で検討しているところでございます。
- ○質疑(岩下委員) まだ検討中だということでしょうか。わかりました。 次に、選考基準の公表開示についてはいかがでしょうか。
- ○答弁(教職員課長) この選考基準の公表開示につきましても、来年度の選考試験に 向けて、その公表範囲を拡大するべく検討を進めているところであります。
- ○質疑(岩下委員) 次に、採用試験関係資料の保管については、保管期限と場所の問題等もありまして、検討するというふうになっていたのですけれども、どのようになったのでしょうか。
- ○答弁(教職員課長) 採用試験の解答用紙、面接評定等の保存年限でございますが、 3年としておりまして、その3年については変更しておりません。3年間保管でき る場所については、採用試験を広島市と共同で実施しておりますので、広島市とも 協議しながら、具体的な方法や場所について検討しているところでございます。
- ○質疑(岩下委員) もう試験は終わりましたので、当然解答用紙はあります。それは 今保存されているということですか。それと、昨年度のものもそのまま保存されて いるということでしょうか。
- ○答弁(教職員課長) 昨年度、それから今年度のものについて保存をしております。
- ○質疑(岩下委員) あとは場所を決めるだけということでしょうか、わかりました。 次に、成績の本人開示については、どのような改善がなされたか、お尋ねしたい と思います。
- ○答弁(教職員課長) 成績の本人開示につきましても、本人開示の内容を拡大する方 向で今検討をしているところでございます。
- ○質疑(岩下委員) ということは、本人開示については、今回の結果については従来 どおりだったということですか。
- ○答弁(教職員課長) 成績の本人開示につきましては、これまでも問題の公表ですとか、それから今年度から採点済みの解答用紙につきまして、本人開示請求に基づいて公表することとしておりまして、そういった対応をしているところでございます。さらなる開示等につきましては、今後検討していきたいと思っています。
- ○質疑(岩下委員) すみません、ちょっとよくわからなかったのですが、昨年よりは 変わったということですか。

- ○答弁(教職員課長) 昨年度と変更いたしました点としては、本年度から採点済みの解答用紙を本人の求めがあれば全部の開示を行うということで、対応しているところでございます。
- ○質疑(岩下委員) そうすると、試験を受けられた本人が県の情報公開のルールに従って請求をされれば、先ほどの解答用紙については開示を受けることができるという理解で正しいですか。
- ○答弁(教職員課長) そのとおりでございます。
- ○質疑(岩下委員) 本年度の結果の中で、まだ検討中ということが幾つかありました けれども、それについてはいつまでに結論を出す予定か、教えてください。
- ○答弁(教職員課長) まずは来年度の選考試験の実施に向けて、必要な検討をしてまいりたいと思っておりまして、必要なもの、できるものは来年度の選考試験から実施することも視野に入れて検討していきたいと考えております。
- ○質疑(岩下委員) 来年度の実施要綱は、多分来年の4月ごろには出されると思うので、本年度中には何らかの結論が得られるという理解で正しいのでしょうか。
- ○答弁(教職員課長) 来年度の要綱を策定するまでの間に、しかるべく検討をし、必要な改善について加えていきたいと考えています。
- ○質疑(岩下委員) あと、報告書の文面にはないのですけれども、情報開示に関して 一つお願いします。試験用紙の持ち帰りが認められていなかったのですけれども、 それについては改善をされる予定はありませんか。
- ○答弁(教職員課長) 試験用紙につきましては、問題と解答欄が1枚の用紙になっておりまして、その問題のつくりの性格上、持ち帰りはできないということになっております。これまでも問題につきましては公開を行っておりまして、持ち帰りにするか否かにつきましては、その試験の実施方法、問題と解答欄を同じにしているという試験問題の形態がございますので、この実施方法を十分勘案しながら、今後検討していきたいと考えております。
- ○要望・質疑(岩下委員) 問題と解答を分離することによって、保存すべき書類の量 も削減できて、スペースの問題も幾分は和らぐのではないかというふうに思います ので、その辺を御考慮いただければと考えます。
  - それから、今回の調査の中で、保存すべき採用試験の答案用紙が残念ながら適切に保管されていなかったということが発覚いたしました。それに関連して、教育委員会の方では、他の文書についても同様の事態が起きていないかを検証されたと思いますけれども、検証を行った文書の数と結果を教えていただきたいと思います。
- ○答弁(総務課長) 起案文書は、原則文書管理システムによりまして、各課において 完結の手続を行い、保存登録をした上で、簿冊単位にいたしまして保存することと しております。数にして数千ほどございます。保存に当たりましては、総務課から 通知を行いまして、適正な管理に努めるようにしているところでございますが、今 回の件も踏まえまして、再度、管理の徹底を指示したところでございます。

- ○質疑(岩下委員) 文書管理ですので、当然年に1回程度はチェックをされているというふうに考えています。ただ、そのチェックを行っているにもかかわらず、今回このようなことが発生したということで、緊急の調査の必要性と、それから定例的な文書のチェックの指示が記載してあるマニュアル等、そういったものの見直しも必要だと考えますけれども、いかがでしょうか。
- ○答弁(総務課長) 今回の事案を受けまして、各課から他に同様の事案があったとい うような報告は受けておりません。しかしながら、改めて不適正な取り扱いがなさ れないよう、管理につきまして徹底をしていきたいと考えております。

それから、マニュアルでございますが、これは文書管理規程でございますので、 これに沿ってきちんとやれば管理できると考えています。

- ○質疑(岩下委員) 現行の文書管理規程では不備だからこういったことが起きたのではないのですか。だから、見直すべきだと考えますが、いかがでしょうか。
- ○答弁(総務課長) 保管場所等がないといったことがございます。そういったことに つきましては、年度末に保存期限が切れたものについては廃棄、あるいは以前もあ りましたが、文書館への移管等そういった形で解消できると考えています。
- ○質疑(岩下委員) 今のお答えは、ちょっとよく理解できないのですけれども、文書管理規程で保管すべき文書がまず規定されていて、その文書がどれぐらいのボリュームがあるかというのは当然わかっているから、管理のスペースもどれだけ要るというのが必然的に決定してくるのであって、場所がないからできないというような話はおかしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- ○答弁(総務課長) 今回の試験の関係からそういったことを見直しするように聞いていますので、そういった観点で保管場所について申し上げたわけでございまして、 文書管理規程そのものはきちんとしておりますので、それを適正に運用しているということでございます。
- ○要望(岩下委員) そういった回答では、本当に文書が確実に保管されて、適正な運用をなされているかどうか、今後大丈夫なのかという疑念がぬぐえないのです。もう少し考えてください。
- ○答弁(管理部長) 文書管理の問題につきまして、文書館への移管の問題も含めまして御質問いただきました。そういった中で、私どもとしては、文書の適正な管理、それからその保存のあり方のことにつきましては、今後ともいろいろな観点から検討してまいるということでございます。適正な文書管理のあり方につきましては、今後とも私どもとしては引き続き検討してまいりたいと考えております。
- ○質疑(岩下委員) 善処するという答えでは、本当に確実になされているかどうか、 よく理解できません。したがいまして、実際に検証された内容を御報告いただくこ とにはできないでしょうか。
- ○答弁(管理部長) ただいまの御指摘も含めまして、もう一度中身を検討いたしまして、また報告させていただきたいと思います。

- ○要望(岩下委員) ぜひよろしくお願いします。
- ○質疑(安木委員) 1カ月前ですけれども、庄原格致高校で日本学生支援機構の奨学 生採用候補者に対する推薦を希望していた生徒40名の書類が、提出期限までに出さ れなかったということで推薦ができないという事態が起きました。そのときに、忘 れていて出していなかったということを聞きましたものですから、委員会の後でち ょっと実情を聞かせていただいたのです。無利息の奨学金を希望されていたわけで すから、多分御家族は不満があるというふうに思いまして、お聞きしましたら、入 学してからその無利子の奨学金の申請ができる。通れば7月から支給されるという ことで、そのかわり4月、5月、6月の3カ月は有利子になるということで、対応 ができるのではないかという御説明をお聞きしました。そのぐらいであれば何とか なるというふうに思っていたわけです。7日に懲戒処分の書類をいただきまして、 その教員が単に忘れたと、そういうことに対する再発防止をしていただくしかない と思っていたのですが、この内容を読むと、懲戒処分の内容は減給10分の1の1カ 月ということですが、事務処理を行わないまま推薦書類の提出期限が過ぎて、40人 の生徒に第1種奨学生に推薦される機会を失わせた。これに関して進路指導主事か ら事務の進捗状況を確認されたときに、事務処理を行っていないにもかかわらず、 適切に進んでいるという虚偽の返答をしている。そのために進路指導における事務 を滞らせた。また、生徒から、推薦結果はどうなるでしょうかと聞かれたが、書類 の提出を行っていないにもかかわらず、まだ結果がわからないという虚偽の返答を した。ちょっとこれを読みますと、余りよろしくないなというふうに思うわけです。 この実態はどうなのか、簡単で結構ですので、教えていただけませんか。
- ○答弁(教職員課長) 今御指摘のございました、庄原格致高校の進路指導の担当教諭 でございますけれども、委員がおっしゃったように、進路指導主事から進捗状況を 確認された際も、適切に進めていると、それから生徒に対しても手続は進んでいる と、虚偽の返答をしております。この点について担当教諭に確認しましたところ、 事務処理を全く進めていないことを知られたくなかったということで、そういった 虚偽の回答をしてしまったと話しているところでございます。
- ○質疑(安木委員) 非常にわかりやすい答弁で、全くそうだと思います。ただ、学校と生徒たちの信頼関係が失われてしまいかねない。忘れていたと、申しわけないということで、学校側からすぐ何らかのことがあれば、よかったのではないかという気がします。他校でもこういうことが起こり得るのか、また今まで過去にもそういう事例、奨学金は40名希望しても全員受けられるわけではないと思うのですけれども、失念していたためにそのようなことがあったことはあるのでしょうか。
- ○答弁(指導第二課長) 今回のように、いわゆる虚偽の回答をしたということではありませんが、採用試験の出願手続を失念しておくれたということ等はございます。
- ○質疑(安木委員) この奨学金等については、大学進学を支援するため、有利子、無利子にかかわらず受けたいという人に対してやっていることですが、特にその中で

無利子というのは家計を助けるわけです。学生本人も。ですから、そういう面では 非常に大事なことだと思うのです。こういうことに対する再発防止について、これ からどうされるのか、教えてください。

○答弁(指導第二課長) 今回の件につきましては、直接の原因は担当者が期限内の手続を怠ったということでございますが、あわせてやはりこれが組織的にチェックできる体制ができていなかった、あるいは実行していなかったということがございます。例えば、校長が業務の管理を教頭に任せ切りにしていたり、教頭は主任を通じて業務の進行状況を具体的に確認したり、適切に指示をしていなかったり、主任が部をきちんと所掌していなかったということ等がございます。つまり、組織的な対応ができておらず、1人の担当に任せっきりになっていたということが問題でありましたので、9月19日付で県立学校長に、「生徒の進路等に係る事務手続の的確な遂行について」という通知を出しております。この中では、各学校の校務運営体制の現状を点検して改善し、校長を中心とした学校組織を確立するということで、具体的には事務が適切に処理される体制ができているか、あるいは進捗管理を確実に行っているか、あるいは規範制度の趣旨が徹底されて、きちんと組織的な意思決定がなされているか、主任制度が確実に機能しているかなどの項目について、学校に対して指示を行ったところでございます。

また、校長協会でも校務運営の総点検についてということで、校長協会として組織を挙げて、校務運営のあり方の見直し、改善に取り組んでまいりたいという方向を示しております。我々といたしましても、今後、校長会等各種研修会等を通じて、こういう組織的な学校経営ということについて、指導してまいりたいと考えております。

- ○要望(安木委員) 二度と起きないように、どうぞよろしくお願いします。
- ○質疑(冨永委員) 先般出された人事委員会勧告を見ますと、教育委員会が平成21年 4月から新たな職として、学校教育法に定める主幹教諭及び指導教諭の設置に向け た検討をして、その職務内容を考慮した上で、適切な給与上の処遇を図ることがで きるよう勧告しております。そこで、この主幹教諭、指導教諭というのはどういう ものなのか、まず説明していただけますか。
- ○答弁(教職員課長) ただいま御指摘がございました新たな職でございます主幹教諭、 指導教諭につきましては、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、 平成19年6月の学校教育法改正により制度化されたものでございます。

主幹教諭につきましては、学校教育法第37条第9項におきまして、「校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる」と規定されております。具体的な職務内容といたしましては、授業など児童生徒の教育を担当するとともに、保護者、地域など外部の方々への対応ですとか、調査報告書の作成・処理、さらには校務分掌間の調整、進行管理などを行う役割があるものと考えております。

また、指導教諭につきましては、これも学校教育法第37条第10項におきまして、「児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う」と規定されております。具体的な職務内容といたしましては、授業など児童生徒の教育を担当するとともに、所属校や近隣校におきまして、高い専門性に裏づけられた実践的指導力に基づき、他の教諭に対して教育指導に関する指導及び助言を行う役割があるものと考えております。

- ○質疑(冨永委員) もう既に本県では主幹、そしてまたエキスパート教員を配置して いますが、それとどう違うのですか。
- ○答弁(教職員課長) 御指摘がございました主幹、エキスパート教員との違いでございますが、まず現行の主幹につきましては、学校の状況に応じて校長、教頭を補佐する者として教諭をもって充てているものでございます。その役割といたしましては、主任を東ね、教務部や進路指導部など各部の間の調整ですとか、進行管理といったものを担っております。このたびの主幹教諭につきましては、こうした主幹が果たしております役割に加えまして、保護者や地域の方といった外部の方への対応なども行うことを想定しております。

また、エキスパート教員につきましては、教員として高い専門性に裏づけられた 実践的指導力を有し、児童生徒のためにすぐれた教育活動を行っている者として、 本県教育委員会が認証した教員でございます。その役割といたしましては、所属校 のみならず県内各地で開催される研修会等の場において、教科指導を中心に専門的 な立場から指導・助言を行うものでございます。このたびの指導教員につきまして は、こうしたエキスパート教員が果たしている役割に加えまして、近隣校において 他の教員に対して教育指導に関する指導・助言を行うことも想定いたしております。

- ○質疑(冨永委員) 今の話を聞きますと、今の主幹、エキスパート教員の役割が大き くなるというような印象を受けたのですけれども、現在の主幹あるいはエキスパー ト教員は何校で何人ぐらい配置されていて、そしてどういう成果、効果を上げてき ていると認識していますか。
- ○答弁(教職員課長) まず、配置数でございますが、主幹の配置につきましては平成20年度の配置で、各校1人の配置で108校、108人の配置がございます。エキスパート教員の認証数でございますが、これまでで認証数は37人、そのうち退職者ですとか教育委員会の指導主事の者もおりますので、学校への配置につきましては31校、33人となっております。

成果でございますが、主幹につきましては、例えば各部に分かれております分掌 や横断的な課題に対して、主幹が迅速な対応を行っていることですとか、学校の目 標達成に向けた進捗管理であるとか、その指導を行っているということで、適切な 学校運営に対して、一定の役割を果たしているものと考えております。また、エキ スパート教員につきましては、先ほども申し上げましたように、授業研究ですとか 研修会などにおいて、その他の教員への指導・助言を行っておりまして、特に各教 員がエキスパート教員の指導改善のポイントを意識して授業をするなどといったと ころで成果があらわれているものと考えております。

- ○質疑(冨永委員) そういうことで、現在、教育委員会では来年4月からの職の設置 に向けて検討を進めておられるということなのですけれども、現在の検討状況とい うのはどうなのですか。
- ○答弁(教職員課長) 現在の検討状況についてですが、主幹教諭などの新たな職につきましては、ただいま申し上げましたような本県の取り組み状況ですとか、既に導入している他県状況、それからさらには本県の学校関係者の意見も伺いながら検討しているところでございます。具体的には、主幹教諭につきましてはその設置について校長や教頭が行っている外部対応ですとか、校務運営を助けることによって、学校の組織運営体制の充実が図られるようになるといったことでございますとか、教員がそれぞれ個別に行っていた外部対応ですとか、調査等の事務処理について、ある程度、一元的に処理することによって、これらに係る教員の負担が軽減され、教員がより子供と向き合うことができるようになるといったことにつながっていくのではないかと考えております。また、指導教諭の設置につきましては、その所属校だけでなくて、地域において教育指導の模範となるとともに、高い専門性に基づく指導・助言により、それぞれの教員の授業力等が向上し、学校においてすぐれた教育実践がなされるということにつながるのではないかと考えております。

こうした主幹教諭、指導教諭につきましては、平成21年4月からの設置に向けて、 具体的な検討を現在進めているところでございます。なお、副校長につきましては、 教頭との役割分担などについても整理する必要がございまして、その設置につきま して引き続き検討していきたいと考えています。

- ○要望(冨永委員) 今もありましたように、学校にはいろいろな課題がありまして、 組織的な学校運営、学校経営は重要ですが、また、保護者や地域の対応もいろいろ 難しい状況もあります。そういった意味でも設置は大きな意義を持つと思いますし、 この前の委員会でも取り上げたのですが、学力の向上なども、それなりの成果を上 げてきている。指導方法、指導内容の改善にも取り組んでいる、地域あるいは保護 者との連携もいろいろやろうとしている。そういった中で、この指導教諭というの も、また大きな期待を持てると私は思っていますので、ぜひ来年4月からの設置、 導入に向けて努力をしてほしいということを要望しておきます。
- ○質疑(石橋委員) きのう、平成15年にあった尾道の高須小学校校長の件の控訴審判 決が出ました。これは司法の判断ですから、我々がどうこう言うことは今は差し控 えたいと思いますけれども、このことで県教委と尾道市教委は、この報告書が、教 職員との対立が校長を自殺に導いたとの印象を与えているということで、名誉毀損 が確定したということになるわけでありますけれども、県教委、尾道市教委はこれ までどのような主張をしてきているのかということと、この判決をもって今後どの ように対応していこうとしているのか、言える範囲で結構でございますからコメン

トしてください。

- ○答弁(法務室長) この裁判では大きく申し上げて、今おっしゃったように名誉毀損の問題と転任処分の問題が争われております。名誉毀損につきましては、私どもはこの報告書が名誉毀損に当たることはない、相手方の名前を摘示しているわけでもない、そのようなことで名誉毀損に当たらないということとか、内容は真実を述べているので、名誉毀損には当たらないという主張をしてきております。それから転任処分につきましては、裁量権の逸脱があるわけではないという主張を繰り返してきております。これは、今回の判決で、いずれも認められなかったということで、私どもとしては極めて遺憾だと思っております。ただ、何分判決はきのうでございまして、判決内容をこれから詳細に検討した上で、それから尾道市教委などとも連携をしなければいけませんので、関係部署とも協議をした上で対応を検討していきたいと思っております。
- ○要望(石橋委員) きのう出たばかりですから、これから検討されるのだろうと思いますけれども、今まで教育委員会が主張されてきたことが途中で曲がってもいけないわけでありますから、司法の判断もあるでしょうけれども、これは今後の学校運営にも影響を与える判決だろうと思いますので、ぜひとも適正な判断を、全員で一致してやっていただきたいということを要望しておきます。県民の要望意見ですので、よろしくお願いします。
- ○質疑(犬童委員) 幾つかあるのですが、今、石橋委員が取り上げられた名誉毀損の問題ですが、私は、こういう第三者から名誉毀損の認定をされるということは、極めて県教委のあり方というものが問われているのではないかと思います。確かにいろいろな経緯があったことも、私はわからないわけではないのですけれども、一つの労働組合にしても人格がある団体であるし、あるいはそこの学校現場の皆さんにしても、個別の名前を上げていないと言っても、やはりあたかもその原因が県教委にはなく、現場のそういう状況にあったということが一方的に主張されているということが、私はこういう認定にあるのではないかと思っています。私は、とことん裁判でやればいいというような問題でもないと思うのです。やはりこういう問題は、労使お互いの信頼関係をきちんとつくっていく立場からもやっていきませんと、裁判をとことんやれば物事は決まるのだということでもないと思います。あなた方の主張は主張であるかもしれませんけれども、やはり県教委と現場の皆さんとの信頼関係をどうつくっていくかという点で、私はもっとレベルの高いところでの県教委としての判断を求めたいと思うのです。そうでなければ、すべて第三者に決めてもらわないとやっていけないということではつまらないのではないかと思います。

これ以外でも、労使交渉の問題の判決が出ています。破り年休の問題です。団交の義務認定の問題もやはり県教委が負けている。私も労働運動を長い間やってきましたけれども、団交の対象でないので団交しないとか、そんな問題ではないと思うのです。いろいろなことを労使が話し合いをして、お互いが理解しながらいい職場

をつくっていく。あれもこれも裁判をして、そしてこのように県教委が負けたら、 また次へ持っていって争う。もういつまでたっても労使間に信頼関係は生まれない。 結局、最終的に犠牲になるのは子供たちということになると思うのです。

したがって、例の出張等の問題も上げておりますけれども、もう少し教育長としても、抱えているいろいろな裁判問題をどういうふうに持っていくのかということを、考えてほしい。裁判はとことんやればいいのだという考えだけでは物事は進まないし、労使関係はよくならないと思うのです。その点教育長はどう考えていらっしゃいますか。

○答弁(教育長) 今、広島県教育委員会がかかわっている訴訟事案というのは50件近くございます。特に、教職員組合に関係するものが大半です。そのうちの1件以外はすべて我々が被告側ということで、私どもが裁判として行っているのは破り年休にかかわる給与の過払いの件だけでございまして、いわゆる訴えられた以上は、我々は正当性をきちんと説明していくというのが、一番大事なことではないかと思っています。

とりわけ今回の事案につきましては、決してあの報告書は、今回原告になられた 方々に責任があるという表現はしていないはずです。我々にも責任があると、表現 はいろいろありますけれども、そういうことについてのバランスの評価の中で、こ のような評価をされたということは、私どもとして、いささかいかがなものかとい う気持ちは強く思っているところでございます。

教職員組合との関係につきましては、決して我々が、いわゆる事を荒立てることはしてきていないということを、まず一つはお伝えしたいということです。とはいいながら、教職員の人たちが気持ちよく仕事をしないと、子供たちの教育はできません。これは各学校で、決して教職員組合を敵視することなく、教職員として対応してモラルを高める、いろいろといい考え方や教育実践について校長が上手にコントロールしていくことは大切なことであり、これは校長と教職員の関係として大事なことであると思っています。

○質疑(犬童委員) 県教委としては、なぜそういうことになってくるかということも 考えないといけないと思う。いろいろな行動そのものが、中身は50何件と言われる から、私は全部知っているわけではありませんけれども、しかし、訴えられるということは、あなた方も学校現場とお互い意見が合わないこともあったということだ と思うのです。民間でもそうです。労使関係というのは不当労働行為ということで、組合が労働委員会に訴えたり、あるいは不当解雇ということもあったりします。いずれにしても、経営側と労働側という立場で、どちらかというと問題提起は経営側がしていく。それに対して労働組合側が、それをおかしいといって訴えていくということが一般的なのです。あなた方の方が組合の側を訴えるというのは、私はめったにないと思うのです。要するに、県教委のさまざまな行動が、やはり学校現場と合わない。十分な意見交換や事前の話し合いがされていないということも含めて考

えていかなかったら、裁判をたくさん抱えているということは決して名誉でもないと思うのです。ですから、やはり教育長として、さまざまな問題が次から次に出てくるということは、県教委としても反省していかなければいけない。いや、我々の方針は一定の方針で突き進むのです、それに文句があったら訴えたらいいというようなけんか腰では、労使関係はいつまでもよくならないと思うのです。

今回、次から次にこういう敗訴決定のファクスが家に来る。ファクス用紙を入れかえないといけないぐらいの4~5枚のものもある。そういうことで、私はよくなると思いませんから、どうしたら正常化できるのか労使間を含めて、学校現場を含めて、本当にその議論を私はきちんとやってもらいたい。訴えられたら受けて立つという気構えではなくて、どうしたら正常化できていくのかということも、組合の側も考えないといけないでしょう。50もの裁判を抱えて、労使がお互いに一緒になって考えていかなかったら、感情的対立を含めてやっていったのではいけないのではないかと、私はそう思いますから、教育長、あなたが一番の責任者なのだから、その点はぜひ考えてほしい。裁判、裁判では物事は進まないです、どう思いますか。

- ○答弁(教育長) 事案によっていろいろとお考えはあるかとは思うのですけれども、私どもがどうしてもこれは譲れないという比較的簡単な事案として、すぐ御理解いただけるのは、例えば教職員の人事異動を行ったときに、これは自分の意に沿わないといって不服申し立てをするとか、また卒業式、入学式におけるありようについて、校長が職務命令を出したものに従わない、こういった事案は皆さん、簡単に理解していただけると思います。今回の報告書について、こういう結果が出たというのは、ある意味において報告書の見方の問題もあるのではないかと思っておりますが、ただ、私どもは決して、先ほどから御指摘のように、混乱させることが目的でやっているわけではなくて、きちんと広島県の教育のレベルを上げていくためにやっているつもりでございます。ですから、組合との関係につきましてはどのようにするかということについては、平成10年以前には微妙な関係において、安易な妥協というようなことがあって、ここまで来たということも反省して、我々は平成10年以降やってまいりまして、ひょっとすると自画自賛になるかもわかりませんが、広島県の教育もここまでやっとたどり着いたというふうに考えております。この流れは大事にしていきたい。ただ、決して乱を好むものではございません。
- ○要望・質疑(犬童委員) 私は、あなたの決意もわかるけれども、しかし、やはり労使間がうまくいかなかったら、学校現場も、あなた方の方針も徹底ができないというのも事実だと思います。民間もそうです。だから、十分な話し合いの場だとか、説明する場というのをきちんと持っていかなかったらいけない。今は経営者は労働組合に会社の経営状況をすべて出して、そして組合員にそれを見せて、そういう話し合いをきちんとできるようになっているわけです。だから何事も、私は物事を決定する前に十分な話し合いをしていって、そしてお互いが決定を出すときは理解し合うという考え方をしてもらいたいと思います。

次は鞆の問題ですが、最近私も何回かそこに行ってみました。議員に復帰してか ら鞆の問題はとても、言うなれば政治的レベルな話になって、実はもう合掌立ちに なっているという思いをしているので、自分も見てみようと思って、鞆に何回か足 を運んできました。それで、基本的には県が埋め立て申請をして、そして許可を得 るのだということがマスコミで報道されておりますけれども、しかし、私は、あん なに事をせいて、これを押し切っていくというやり方はどうかということを、つく づく最近思っているのです。どちらの案も一理あるでしょう。しかし、教育委員会 としては文化財という視点からしますと、私はあなた方が、合掌立ちになった状況 をどうするかというのは、県教委がやはりこの問題をもう一回考えて、知事にも、 あるいはまたいろいろな運動をされている皆さんにも、話をしていく機会をつくっ ていったらどうかというふうに思っています。このまま裁判で押しまくればいい、 あるいは一方では、いや、国の許可さえ得れば突き進むのだということでは解決し ない。確かに常夜灯の真ん前の30メートルぐらい先に、あの大きな橋をかけてどう かというのは、私がほかの議員に聞いても、内々で私たちもちょっとどうかと思っ ていますという人が多いのです。あれはあのまま突き進んでいいものかと。鞆とい うのは、私も全部知っているわけではありませんけれども、文化財というのは一回 壊してしまうと、復元はもうほとんど不可能になってくるということです。こうい う状況です。これは朝日新聞に、町並みを文化財として位置づける法的な動きがあ って、文化財保護法に重要文化的景観というのが加わって、歴史まちづくり法が来 月から施行する、そして、山口県萩市などが候補に手を挙げて進めていこうとして いるというのが掲載されております。

教育委員会として、文化財という視点から鞆をどう見るべきか。鞆のどういうと ころを文化財として大切にする、あるいは保存するという問題が、私はきちんと出 されていかなければいけないと思うのです。教育委員会として、この問題をどうい うふうに考えていらっしゃるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○答弁(文化課長) 委員御指摘のように、鞆につきましては古代から瀬戸内海の交通の要衝として非常に栄えてきました。その結果、今日までいろいろな港湾施設でありますとか、町並みなどが残っています。県教育委員会としては、こうした鞆の価値を認識し、県の審議会等の意見を聞いた上で、歴史的な港湾施設の一つである焚場の保存等をお願いして、埋め立て面積の縮小でありますとか、港湾サイドから非常に御配慮をいただいております。また、架橋につきましても、架橋の規模の縮小、あるいはデザインにつきましても、周辺の景観にマッチするように配慮を求めたところでございます。このように文化財についても御配慮をいただいたところですけれども、今後とも、ここで暮らしておられる多くの住民の方の生活、あるいは生業に根差した歴史的な文化遺産の継承について、取り組んでまいりたいと思っています。また、町並みの方につきましても、一応、福山市の方でこれを残していこうということで、ことしの3月に重点地区の決定をされ、現在その保存について同意を

得るなど、作業が進んでいるというふうに聞いております。

○質疑(犬童委員) 世界遺産の候補地を調査するイコモス、国際記念物遺跡会議というのが、2回目の鞆架橋撤回を勧告しました。要するに、この問題というのは、好むと好まざるにかかわらず、全国的な世界的な注目を集めてきているということになると思うのです。しかもこういう機関が撤回すべきだと勧告してきているのです。また、下蒲刈島で朝鮮通信使の行列をやったりして、そのルートを将来的には世界遺産として、朝鮮から瀬戸内海に至るルートを指定していこうではないかという運動も盛り上がってきているわけです。

そうすると私は、この問題は、下手をして強引に埋め立てをした結果として、この景観を含めて文化財を破壊したということになって、後になって取り返しがつかないし、広島県の、文化財を守る視点といいますか、物の考え方はこの程度のものかということになりはしないかと心配もするのです。その点あなた方は、このイコモスの鞆架橋撤回の勧告をどう読み取っていらっしゃるのですか。

- ○答弁(文化課長) イコモスはユネスコの世界遺産の現場調査をして、意見を述べている機関なのですけれども、世界遺産につきましては、今日まで国内で言えば14カ所が登録されております。最近、文化庁の世界遺産の推薦もちょっと感じが変わってきておりまして、かつては文化庁で登録物件を決めておられたのですが、昨年から地元自治体なども、文化庁に対して候補物件を推薦できるような形になっております。福山市では、それを踏まえた上で、鞆で生活されている方々、あるいはなりわいを持っておられる方々の意見を聞いた上で、福山市としては世界遺産として推薦をしていこうという意見は今のところないというふうに伺っております。
- ○質疑(犬童委員) そういう意向はないと言われるけれども、県教委の立場からして、 イコモスの勧告を、どういうふうにとらえているのかということをお聞きしたい。 それともう一つは、国の歴史まちづくり法の施行にあわせて、国の認定を本県と しては受けていく考えはないのかという、この2点はどうでしょう。
- ○答弁(文化課長) イコモスの2回にわたる意見については、また十二分に中身を読 み込んでいきたいというふうに思っております。
- ○質疑(犬童委員) 私も海を渡って船で行ったわけではありませんけれども、やはり 強引にこれをやったらどうかということに、最近非常に疑問を持ってきていまして、 拙速に走ることはないのではないかと思います。もっとほかに双方が納得できるような考え方を模索してもいいのではないか。町並みを歩いてみました。常時混雑しているわけでもないです。昼間に車はほとんど通っていません。しかし、問題はこれをこのまま、もう決めたのだから、それで県はやっていくのだという視点だけでは事は済まないと思いますから、十分考えていかないといけない。これは余談ですけれども、知事が地元の人と話されたのだそうです。まあ撤回するとは言わなかったそうです。ただ、その人たちに知事が帰り際に、鞆の景観が壊れたら、あのときに、私があの景観を壊した知事だと末代言われるでしょう、なんてことをぽつっと

言って帰ったそうです。この問題は、知事も板挟みになっているのではないか。本 当かどうか、地元の人はそういう話をするのです。

私は、やはりこの点は、ただ既成の事実を走ればいい、大分期間もたったから、もうそろそろ強引に進めばいいという問題ではないと思う。広島県は経済的にもすばらしい県だけれども、文化財の保護とか歴史的なものも守っていくという立場からも、やはり世界遺産も県に別にもう1つ2つあってもいいですし、その候補になるものはたくさんあると思うのです。その面からも、一たん立ちどまって、この計画はどうかということをもう少し考えないといけない。私たち議会も含めて、ただ、やれやれという応援だけではいけないのではないかという思いを最近するものですから、あえて申し上げたわけです。ぜひ教育長、私はやはり教育委員会が、もっと文化財の問題、埋蔵文化財を含めて、あるいは古文書なども含めて、あるいは福山の歴史の問題も含めて、もう少しこの問題で大所高所から考えを持って、知事にも意見を具申していくという立場が必要だと今思っています。壊したら終わりです。その点はどうですか。

- ○答弁(教育長) 現在の段階での教育委員会としての考え方というのは、非常に微妙な時期に来ているのではないかと思います。ある意味において、私どもは文化財保護という関係の仕事がございます。そういう観点から、先ほど文化課長が申しましたように、一定の配慮すべきことは、言うべきことは言ってきているということでございます。それ以上のことについてということではないかと思いますけれども、今動き出しているものを、私がここでどうこうと言えるレベルではないのではないかと思っております。
- ○要望(犬童委員) これで終わりますけれども、私は逆に、今だれがこの問題で改めて発言することが大事かというと、やはり教育委員会だと思います。文化財の保護や広島県の大きな意味での、将来のそういうまちづくりを含めた意味で、あなた方がむしろ発言していく時期に来ているのではないか。ただこれを見て見ぬふりをしていかれて、最後には、しまったということにならないように、私はお願いしたいと思います。
- (4) 閉会 午前11時55分